

1 処分を受けた税理士

氏 名： 山口 高志

登録番号： 第105578号

2 処分の内容

令和2年1月17日から1年6月の税理士業務の停止

3 処分の内容となった行為又は事実の概要

(1) 故意による不真正税務書類の作成

被処分者は、関与先であり、自己が共同代表を務めるA社の法人税の確定申告に当たり、業務とは関係ない自身の個人的な遊興費を経費に計上することによって、所得金額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。

また、これに伴い、同社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。

(2) 信用失墜行為（自己脱税）

被処分者は、自己の所得税の確定申告、自己の主宰するB社及びC社の法人税の確定申告に当たり、業務とは関係ない自身の個人的な遊興費等を経費に計上することによって、不正に所得金額を圧縮して申告した。

また、これに伴い、B社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮して申告した。